

頁	修正後	頁	現 行	備考																								
<p>1章 1節 第1 2 369頁</p> <p>1章 1節 第1 371頁</p>	<p style="text-align: center;">西脇市地域防災計画</p> <p style="text-align: center;">第5編 災害応急対策計画（大規模事故災害等対策編）</p> <p>第1章 基本対策 第1節 組織の設置 第1 災害警戒本部 1 (略) 2 災害警戒本部の組織 (1)～(3) (略) (4) 本部員は技監、<u>市長公室長</u>、都市経営部長、<u>総務部長</u>、福祉部長、くらし安心部長、<u>産業活力再生部長</u>、建設水道部長、<u>教育管理部長</u>、<u>教育創造部長</u>、議会事務局長、消防団長とし、北はりま消防本部消防長（代）は参与として加わる。 (5)～(7) (略) 3～5 (略) 6 災害警戒本部の廃止 (略)</p> <p>■災害警戒本部組織図</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">災害警戒本部会議</td></tr> <tr><td>本部長</td><td>市長</td></tr> <tr><td>副本部長</td><td>副市長、教育長</td></tr> <tr><td>本部員</td><td>技監、<u>市長公室長</u>、都市経営部長、<u>総務部長</u>、福祉部長、くらし安心部長、<u>産業活力再生部長</u>、建設水道部長、<u>教育管理部長</u>、<u>教育創造部長</u>、議会事務局長、消防団長</td></tr> <tr><td>参 与</td><td>北はりま消防本部消防長（代）</td></tr> <tr><td>事 務 局</td><td>くらし安心部</td></tr> </table>	災害警戒本部会議		本部長	市長	副本部長	副市長、教育長	本部員	技監、 <u>市長公室長</u> 、都市経営部長、 <u>総務部長</u> 、福祉部長、くらし安心部長、 <u>産業活力再生部長</u> 、建設水道部長、 <u>教育管理部長</u> 、 <u>教育創造部長</u> 、議会事務局長、消防団長	参 与	北はりま消防本部消防長（代）	事 務 局	くらし安心部	<p>1章 1節 第1 2 369頁</p> <p>1章 1節 第1 371頁</p>	<p style="text-align: center;">西脇市地域防災計画</p> <p style="text-align: center;">第5編 災害応急対策計画（大規模事故災害等対策編）</p> <p>第1章 基本対策 第1節 組織の設置 第1 災害警戒本部 1 (略) 2 災害警戒本部の組織 (1)～(3) (略) (4) 本部員は技監、<u>市長公室長</u>、都市経営部長、<u>庁舎等総合調整担当理事</u>、総務部長、福祉部長、くらし安心部長、<u>健幸都市推進担当理事</u>、産業活力再生部長、建設水道部長、<u>教育部長</u>、議会事務局長、消防団長とし、北はりま消防本部消防長（代）は参与として加わる。 (5)～(7) (略) 3～5 (略) 6 災害警戒本部の廃止 (略)</p> <p>■災害警戒本部組織図</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">災害警戒本部会議</td></tr> <tr><td>本部長</td><td>市長</td></tr> <tr><td>副本部長</td><td>副市長、教育長</td></tr> <tr><td>本部員</td><td>技監、<u>市長公室長</u>、都市経営部長、<u>庁舎等総合調整担当理事</u>、総務部長、福祉部長、くらし安心部長、<u>健幸都市推進担当理事</u>、産業活力再生部長、建設水道部長、<u>教育部長</u>、議会事務局長、消防団長</td></tr> <tr><td>参 与</td><td>北はりま消防本部消防長（代）</td></tr> <tr><td>事 務 局</td><td>くらし安心部</td></tr> </table>	災害警戒本部会議		本部長	市長	副本部長	副市長、教育長	本部員	技監、 <u>市長公室長</u> 、都市経営部長、 <u>庁舎等総合調整担当理事</u> 、総務部長、福祉部長、くらし安心部長、 <u>健幸都市推進担当理事</u> 、産業活力再生部長、建設水道部長、 <u>教育部長</u> 、議会事務局長、消防団長	参 与	北はりま消防本部消防長（代）	事 務 局	くらし安心部	
災害警戒本部会議																												
本部長	市長																											
副本部長	副市長、教育長																											
本部員	技監、 <u>市長公室長</u> 、都市経営部長、 <u>総務部長</u> 、福祉部長、くらし安心部長、 <u>産業活力再生部長</u> 、建設水道部長、 <u>教育管理部長</u> 、 <u>教育創造部長</u> 、議会事務局長、消防団長																											
参 与	北はりま消防本部消防長（代）																											
事 務 局	くらし安心部																											
災害警戒本部会議																												
本部長	市長																											
副本部長	副市長、教育長																											
本部員	技監、 <u>市長公室長</u> 、都市経営部長、 <u>庁舎等総合調整担当理事</u> 、総務部長、福祉部長、くらし安心部長、 <u>健幸都市推進担当理事</u> 、産業活力再生部長、建設水道部長、 <u>教育部長</u> 、議会事務局長、消防団長																											
参 与	北はりま消防本部消防長（代）																											
事 務 局	くらし安心部																											

頁	修正後	頁	備考
1章 1節 第1 371頁			

頁	修正後	頁	現 行	備考																				
1章 1節 第1 372頁	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="181 300 432 363">部名等</th> <th data-bbox="432 300 1064 363">事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="181 363 432 515"> <u>市長公室</u> </td> <td data-bbox="432 363 1064 515"> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>報道機関との連絡及び市民への広報</u> 2 <u>防災行政無線、防災ネットによる情報の配信</u> 3 <u>ホームページによる広報</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 515 432 667">都市経営部</td> <td data-bbox="432 515 1064 667"> <ol style="list-style-type: none"> 1 緊急資材、用品等の調達 2 公用車の確保 3 庁舎の保全 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 667 432 890">総務部</td> <td data-bbox="432 667 1064 890"> (削除) <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の動員・配置 2 ボランティアの受入窓口と連絡調整 (削除) (削除) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 890 432 1042">福祉部</td> <td data-bbox="432 890 1064 1042"> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>要援護者（要配慮者）</u>の支援 2 福祉避難所の開設調整 3 民生委員・児童委員への連絡 </td> </tr> </tbody> </table>	部名等	事務分掌	<u>市長公室</u>	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>報道機関との連絡及び市民への広報</u> 2 <u>防災行政無線、防災ネットによる情報の配信</u> 3 <u>ホームページによる広報</u> 	都市経営部	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急資材、用品等の調達 2 公用車の確保 3 庁舎の保全 	総務部	(削除) <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の動員・配置 2 ボランティアの受入窓口と連絡調整 (削除) (削除)	福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>要援護者（要配慮者）</u>の支援 2 福祉避難所の開設調整 3 民生委員・児童委員への連絡 	1章 1節 第1 372頁	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1205 300 1456 363">部名等</th> <th data-bbox="1456 300 2089 363">事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1205 363 1456 515"> (新設) </td> <td data-bbox="1456 363 2089 515"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 515 1456 667">都市経営部</td> <td data-bbox="1456 515 2089 667"> <ol style="list-style-type: none"> 1 緊急資材、用品等の調達 2 公用車の確保 3 庁舎の保全 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 667 1456 890">総務部</td> <td data-bbox="1456 667 2089 890"> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>報道機関との連絡及び市民への広報</u> 2 職員の動員・配置 3 ボランティアの受入窓口と連絡調整 4 <u>防災行政無線、防災ネットによる情報の配信</u> 5 <u>ホームページによる広報</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 890 1456 1042">福祉部</td> <td data-bbox="1456 890 2089 1042"> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>要配慮者</u>の支援 2 福祉避難所の開設調整 3 民生委員・児童委員への連絡 </td> </tr> </tbody> </table>	部名等	事務分掌	(新設)		都市経営部	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急資材、用品等の調達 2 公用車の確保 3 庁舎の保全 	総務部	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>報道機関との連絡及び市民への広報</u> 2 職員の動員・配置 3 ボランティアの受入窓口と連絡調整 4 <u>防災行政無線、防災ネットによる情報の配信</u> 5 <u>ホームページによる広報</u> 	福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>要配慮者</u>の支援 2 福祉避難所の開設調整 3 民生委員・児童委員への連絡 	
部名等	事務分掌																							
<u>市長公室</u>	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>報道機関との連絡及び市民への広報</u> 2 <u>防災行政無線、防災ネットによる情報の配信</u> 3 <u>ホームページによる広報</u> 																							
都市経営部	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急資材、用品等の調達 2 公用車の確保 3 庁舎の保全 																							
総務部	(削除) <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の動員・配置 2 ボランティアの受入窓口と連絡調整 (削除) (削除)																							
福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>要援護者（要配慮者）</u>の支援 2 福祉避難所の開設調整 3 民生委員・児童委員への連絡 																							
部名等	事務分掌																							
(新設)																								
都市経営部	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急資材、用品等の調達 2 公用車の確保 3 庁舎の保全 																							
総務部	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>報道機関との連絡及び市民への広報</u> 2 職員の動員・配置 3 ボランティアの受入窓口と連絡調整 4 <u>防災行政無線、防災ネットによる情報の配信</u> 5 <u>ホームページによる広報</u> 																							
福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>要配慮者</u>の支援 2 福祉避難所の開設調整 3 民生委員・児童委員への連絡 																							

頁	修正後	頁	備考												
<p>1章 1節 第2 2 373頁</p> <p>1章 1節 第3 375頁</p>	<p>第2 災害対策本部 1 (略) 2 災害対策本部の組織 (1)～(3) (4) 本部員は技監、<u>市長公室長</u>、都市経営部長、<u>総務部長</u>、福祉部長、くらし安心部長、<u>産業活力再生部長</u>、建設水道部長、病院事務局長、<u>教育管理部長</u>、<u>教育創造部長</u>、議会事務局長、消防団長とし、北はりま消防本部消防長(代)、西脇多可行政事務組合事務局長は参与として加わる。</p> <p>第3 現地本部 (略) 1～4 (略) 5 廃止基準 (略)</p> <p>■災害対策本部組織図</p> <table border="1" data-bbox="197 879 1084 1315"> <thead> <tr> <th colspan="2">災害対策本部会議</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副市長、教育長</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>技監、<u>市長公室長</u>、都市経営部長、<u>総務部長</u>、福祉部長、くらし安心部長、<u>産業活力再生部長</u>、建設水道部長、病院事務局長、<u>教育管理部長</u>、<u>教育創造部長</u>、議会事務局長、消防団長</td> </tr> <tr> <td>参与</td> <td>北はりま消防本部消防長(代)、西脇多可行政事務組合事務局長</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td>くらし安心部</td> </tr> </tbody> </table>	災害対策本部会議		本部長	市長	副本部長	副市長、教育長	本部員	技監、 <u>市長公室長</u> 、都市経営部長、 <u>総務部長</u> 、福祉部長、くらし安心部長、 <u>産業活力再生部長</u> 、建設水道部長、病院事務局長、 <u>教育管理部長</u> 、 <u>教育創造部長</u> 、議会事務局長、消防団長	参与	北はりま消防本部消防長(代)、西脇多可行政事務組合事務局長	事務局	くらし安心部	<p>1章 1節 第2 2 373頁</p> <p>1章 1節 第3 375頁</p>	
災害対策本部会議															
本部長	市長														
副本部長	副市長、教育長														
本部員	技監、 <u>市長公室長</u> 、都市経営部長、 <u>総務部長</u> 、福祉部長、くらし安心部長、 <u>産業活力再生部長</u> 、建設水道部長、病院事務局長、 <u>教育管理部長</u> 、 <u>教育創造部長</u> 、議会事務局長、消防団長														
参与	北はりま消防本部消防長(代)、西脇多可行政事務組合事務局長														
事務局	くらし安心部														
		<p>第2 災害対策本部 1 (略) 2 災害対策本部の組織 (1)～(3) (4) 本部員は技監、<u>市長公室長</u>、都市経営部長、<u>庁舎等総合調整担当理事</u>、総務部長、福祉部長、くらし安心部長、<u>健幸都市推進担当理事</u>、産業活力再生部長、建設水道部長、病院事務局長、<u>教育部長</u>、議会事務局長、消防団長とし、北はりま消防本部消防長(代)、西脇多可行政事務組合事務局長は参与として加わる。</p> <p>第3 現地本部 (略) 1～4 (略) 5 廃止基準 (略)</p> <p>■災害対策本部組織図</p> <table border="1" data-bbox="1227 879 2114 1315"> <thead> <tr> <th colspan="2">災害対策本部会議</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副市長、教育長</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>技監、<u>市長公室長</u>、都市経営部長、<u>庁舎等総合調整担当理事</u>、総務部長、福祉部長、くらし安心部長、<u>健幸都市推進担当理事</u>、産業活力再生部長、建設水道部長、病院事務局長、<u>教育部長</u>、議会事務局長、消防団長</td> </tr> <tr> <td>参与</td> <td>北はりま消防本部消防長(代)、西脇多可行政事務組合事務局長</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td>くらし安心部</td> </tr> </tbody> </table>	災害対策本部会議		本部長	市長	副本部長	副市長、教育長	本部員	技監、 <u>市長公室長</u> 、都市経営部長、 <u>庁舎等総合調整担当理事</u> 、総務部長、福祉部長、くらし安心部長、 <u>健幸都市推進担当理事</u> 、産業活力再生部長、建設水道部長、病院事務局長、 <u>教育部長</u> 、議会事務局長、消防団長	参与	北はりま消防本部消防長(代)、西脇多可行政事務組合事務局長	事務局	くらし安心部	
災害対策本部会議															
本部長	市長														
副本部長	副市長、教育長														
本部員	技監、 <u>市長公室長</u> 、都市経営部長、 <u>庁舎等総合調整担当理事</u> 、総務部長、福祉部長、くらし安心部長、 <u>健幸都市推進担当理事</u> 、産業活力再生部長、建設水道部長、病院事務局長、 <u>教育部長</u> 、議会事務局長、消防団長														
参与	北はりま消防本部消防長(代)、西脇多可行政事務組合事務局長														
事務局	くらし安心部														

頁	修正後	頁	現 行	備考
1章 1節 第3 375頁		1章 1節 第3 375頁		

頁	修正後	頁	現 行	備考																																																						
1章 3節 第1 1 380頁	<p>第2節 （略）</p> <p>第3節 情報の収集・伝達及び報告</p> <p>第1 通信の確保</p> <p>1 通信機能の確保 （略）</p> <table border="1" data-bbox="181 472 1077 1091"> <thead> <tr> <th data-bbox="181 472 241 528">同 報 系</th> <th data-bbox="241 472 618 528">主な手段</th> <th data-bbox="618 472 1077 528">主な通信区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td data-bbox="241 528 618 651"> 防災行政無線 （屋外拡声子局・戸別受信機） </td> <td data-bbox="618 528 1077 651"> 本部（<u>市長公室</u>）→市民・避難所等 消防本部→市民・避難所等 </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="241 651 618 699">にしわき防災ネット</td> <td data-bbox="618 651 1077 699">本部（<u>市長公室</u>）→職員・市民等</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="241 699 618 783">ホームページ</td> <td data-bbox="618 699 1077 783">本部（<u>市長公室</u>）→市民・防災関係機関等</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="241 783 618 868">広報車の巡回</td> <td data-bbox="618 783 1077 868">本部（<u>市長公室</u>）・防災関係機関→市民等</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="241 868 618 916">同報FAX</td> <td data-bbox="618 868 1077 916">本部（<u>市長公室</u>）→放送事業者</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="241 916 618 963">庁内放送</td> <td data-bbox="618 916 1077 963">本部（本部事務局）→職員等</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="241 963 618 1011"><u>グループウェア</u></td> <td data-bbox="618 963 1077 1011">本部（本部事務局）→職員等</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="241 1011 618 1091">放送事業者が行う放送</td> <td data-bbox="618 1011 1077 1091">本部（<u>市長公室</u>）→放送事業者・県→市民等</td> </tr> </tbody> </table>	同 報 系	主な手段	主な通信区間		防災行政無線 （屋外拡声子局・戸別受信機）	本部（ <u>市長公室</u> ）→市民・避難所等 消防本部→市民・避難所等		にしわき防災ネット	本部（ <u>市長公室</u> ）→職員・市民等		ホームページ	本部（ <u>市長公室</u> ）→市民・防災関係機関等		広報車の巡回	本部（ <u>市長公室</u> ）・防災関係機関→市民等		同報FAX	本部（ <u>市長公室</u> ）→放送事業者		庁内放送	本部（本部事務局）→職員等		<u>グループウェア</u>	本部（本部事務局）→職員等		放送事業者が行う放送	本部（ <u>市長公室</u> ）→放送事業者・県→市民等	1章 3節 第1 1 380頁	<p>第2節 （略）</p> <p>第3節 情報の収集・伝達及び報告</p> <p>第1 通信の確保</p> <p>1 通信機能の確保 （略）</p> <table border="1" data-bbox="1207 472 2107 1091"> <thead> <tr> <th data-bbox="1207 472 1267 528">同 報 系</th> <th data-bbox="1267 472 1644 528">主な手段</th> <th data-bbox="1644 472 2107 528">主な通信区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td data-bbox="1267 528 1644 651"> 防災行政無線 （屋外拡声子局・戸別受信機） </td> <td data-bbox="1644 528 2107 651"> 本部（<u>総務部</u>）→市民・避難所等 消防本部→市民・避難所等 </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1267 651 1644 699">にしわき防災ネット</td> <td data-bbox="1644 651 2107 699">本部（<u>総務部</u>）→職員・市民等</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1267 699 1644 783">ホームページ</td> <td data-bbox="1644 699 2107 783">本部（<u>総務部</u>）→市民・防災関係機関等</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1267 783 1644 868">広報車の巡回</td> <td data-bbox="1644 783 2107 868">本部（<u>総務部</u>）・防災関係機関→市民等</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1267 868 1644 916">同報FAX</td> <td data-bbox="1644 868 2107 916">本部（<u>総務部</u>）→放送事業者</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1267 916 1644 963">庁内放送</td> <td data-bbox="1644 916 2107 963">本部（本部事務局）→職員等</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1267 963 1644 1011"><u>C E S S</u></td> <td data-bbox="1644 963 2107 1011">本部（本部事務局）→職員等</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1267 1011 1644 1091">放送事業者が行う放送</td> <td data-bbox="1644 1011 2107 1091">本部（<u>総務部</u>）→放送事業者・県→市民等</td> </tr> </tbody> </table>	同 報 系	主な手段	主な通信区間		防災行政無線 （屋外拡声子局・戸別受信機）	本部（ <u>総務部</u> ）→市民・避難所等 消防本部→市民・避難所等		にしわき防災ネット	本部（ <u>総務部</u> ）→職員・市民等		ホームページ	本部（ <u>総務部</u> ）→市民・防災関係機関等		広報車の巡回	本部（ <u>総務部</u> ）・防災関係機関→市民等		同報FAX	本部（ <u>総務部</u> ）→放送事業者		庁内放送	本部（本部事務局）→職員等		<u>C E S S</u>	本部（本部事務局）→職員等		放送事業者が行う放送	本部（ <u>総務部</u> ）→放送事業者・県→市民等	
同 報 系	主な手段	主な通信区間																																																								
	防災行政無線 （屋外拡声子局・戸別受信機）	本部（ <u>市長公室</u> ）→市民・避難所等 消防本部→市民・避難所等																																																								
	にしわき防災ネット	本部（ <u>市長公室</u> ）→職員・市民等																																																								
	ホームページ	本部（ <u>市長公室</u> ）→市民・防災関係機関等																																																								
	広報車の巡回	本部（ <u>市長公室</u> ）・防災関係機関→市民等																																																								
	同報FAX	本部（ <u>市長公室</u> ）→放送事業者																																																								
	庁内放送	本部（本部事務局）→職員等																																																								
	<u>グループウェア</u>	本部（本部事務局）→職員等																																																								
	放送事業者が行う放送	本部（ <u>市長公室</u> ）→放送事業者・県→市民等																																																								
同 報 系	主な手段	主な通信区間																																																								
	防災行政無線 （屋外拡声子局・戸別受信機）	本部（ <u>総務部</u> ）→市民・避難所等 消防本部→市民・避難所等																																																								
	にしわき防災ネット	本部（ <u>総務部</u> ）→職員・市民等																																																								
	ホームページ	本部（ <u>総務部</u> ）→市民・防災関係機関等																																																								
	広報車の巡回	本部（ <u>総務部</u> ）・防災関係機関→市民等																																																								
	同報FAX	本部（ <u>総務部</u> ）→放送事業者																																																								
	庁内放送	本部（本部事務局）→職員等																																																								
	<u>C E S S</u>	本部（本部事務局）→職員等																																																								
	放送事業者が行う放送	本部（ <u>総務部</u> ）→放送事業者・県→市民等																																																								

頁	修正後	頁	現 行	備考
<p>1章 3節 第2 2 382頁</p> <p>1章 3節 第4 2 388頁</p>	<p>第2 被害情報の収集・共有 1 (略) 2 情報共有 (1) 職員間の情報共有 市（本部事務局）は、市内の被害状況及び応急対策実施状況等を取りまとめ、庁内放送、<u>グループウェア</u>等を活用し、庁内職員の情報共有を図る。</p> <p>第3 (略) 第4 被害調査 1 (略) 2 被害家屋の調査 (略) (1)～(5) (略) (6) り災証明に関する広報 市（<u>市長公室</u>、総務部、福祉部、本部事務局）は、り災証明書の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、り災証明に関する相談窓口を設置するとともに、広報紙等により被災者への周知を図る。</p>	<p>1章 3節 第2 2 382頁</p> <p>1章 3節 第4 2 388頁</p>	<p>第2 被害情報の収集・共有 1 (略) 2 情報共有 (1) 職員間の情報共有 市（本部事務局）は、市内の被害状況及び応急対策実施状況等を取りまとめ、庁内放送、<u>C E S S</u>等を活用し、庁内職員の情報共有を図る。</p> <p>第3 (略) 第4 被害調査 1 (略) 2 被害家屋の調査 (略) (1)～(5) (略) (6) り災証明に関する広報 市（<u> </u>総務部、福祉部、本部事務局）は、り災証明書の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、り災証明に関する相談窓口を設置するとともに、広報紙等により被災者への周知を図る。</p>	

頁	修正後	頁	備考														
<p>1章 3節 第5 389頁</p> <p>1章 7節 第3 2 405頁</p>	<p>第5 支援要請 (略)</p> <p>■ 県への要請事項・担当・要請先一覧</p> <table border="1" data-bbox="197 347 1072 719"> <thead> <tr> <th>要請事項</th> <th>要請元</th> <th>要請先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物資のあっせん（福祉関係機器）</td> <td>福祉部</td> <td rowspan="5">県地方本部事務局</td> </tr> <tr> <td>食料の調達・あっせん</td> <td>市長公室</td> </tr> <tr> <td>放送要請</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急警報放送要請</td> <td></td> </tr> <tr> <td>報道要請</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第4節～第6節 (略)</p> <p>第7節 救助・救急・医療対策</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 医療・助産対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 救護班の編成</p> <p>(1)・(2)</p> <p>(3) 救護班の活動</p> <p>被災地に入った救護班は、市の指揮の下に、発災直後は外科的治療を中心に、傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を行う。</p> <p>発災後3日目以降は内科的治療を中心に、乳幼児、高齢者等 要援護者（要配慮者）の健康管理に努めるとともに、急性疾患の治療、慢性疾患の継続治療に当たる。</p>	要請事項	要請元	要請先	物資のあっせん（福祉関係機器）	福祉部	県地方本部事務局	食料の調達・あっせん	市長公室	放送要請		緊急警報放送要請		報道要請		<p>1章 3節 第5 389頁</p> <p>1章 7節 第3 2 405頁</p>	
要請事項	要請元	要請先															
物資のあっせん（福祉関係機器）	福祉部	県地方本部事務局															
食料の調達・あっせん	市長公室																
放送要請																	
緊急警報放送要請																	
報道要請																	
		<p>第5 支援要請 (略)</p> <p>■ 県への要請事項・担当・要請先一覧</p> <table border="1" data-bbox="1218 347 2094 719"> <thead> <tr> <th>要請事項</th> <th>要請元</th> <th>要請先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物資のあっせん（福祉関係機器）</td> <td>福祉部</td> <td rowspan="5">県地方本部事務局</td> </tr> <tr> <td>食料の調達・あっせん</td> <td>総務部</td> </tr> <tr> <td>放送要請</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急警報放送要請</td> <td></td> </tr> <tr> <td>報道要請</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第4節～第6節 (略)</p> <p>第7節 救助・救急・医療対策</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 医療・助産対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 救護班の編成</p> <p>(1)・(2)</p> <p>(3) 救護班の活動</p> <p>被災地に入った救護班は、市の指揮の下に、発災直後は外科的治療を中心に、傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を行う。</p> <p>発災後3日目以降は内科的治療を中心に、乳幼児、高齢者等 要援護者の健康管理に努めるとともに、急性疾患の治療、慢性疾患の継続治療に当たる。</p>	要請事項	要請元	要請先	物資のあっせん（福祉関係機器）	福祉部	県地方本部事務局	食料の調達・あっせん	総務部	放送要請		緊急警報放送要請		報道要請		
要請事項	要請元	要請先															
物資のあっせん（福祉関係機器）	福祉部	県地方本部事務局															
食料の調達・あっせん	総務部																
放送要請																	
緊急警報放送要請																	
報道要請																	

頁	修正後	頁	現 行	備考												
<p>1章 9節 第1 1 415頁</p> <p>1章 9節 第1 2 417頁</p>	<p>第9節 避難対策 第1 避難指示、緊急安全確保 1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 市民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、消防、警察、自治会、自主防災会、民生委員・児童委員等の協力を得て避難行動を行う。 特に高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の<u>災害時要援護者（避難行動要支援者）</u>の避難支援対策を構築する必要がある。このため、避難指示の前に、市民に対して高齢者等避難を呼びかけるとともに、避難行動に時間を要する<u>災要援護者（要配慮者）</u>等に対して、早めの段階で避難を開始することを求める高齢者等避難を伝達し、その避難行動を支援する。 また、災害が実際に発生していることを把握した場合は、可能な範囲で緊急安全確保を発令し、市民に命を守るための最善の行動を求める。 (略)</p> <p>2 避難情報の伝達 (略) (1)～(5) (略)</p> <table border="1" data-bbox="224 906 1084 1289"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発令の意図</th> <th>市民等に求める避難行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者等避難【警戒レベル3】</td> <td>災害発生の危険性があり、市民に避難の準備を求める。また、避難に時間を要する市民には避難の開始を求める。</td> <td>○対象地区の市民は、戸別受信機を高いところに移動させ、最小限の毛布、衣類、薬、タオル、水、食料、懐中電灯（冬はカイロ）等を用意し、周りの状況により自主避難する。 ○対象地区のお年寄り、障害のある人、小さい子どものある人等<u>要援護者（要配慮者）</u>は避難を開始する。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発令の意図	市民等に求める避難行動	高齢者等避難【警戒レベル3】	災害発生の危険性があり、市民に避難の準備を求める。また、避難に時間を要する市民には避難の開始を求める。	○対象地区の市民は、戸別受信機を高いところに移動させ、最小限の毛布、衣類、薬、タオル、水、食料、懐中電灯（冬はカイロ）等を用意し、周りの状況により自主避難する。 ○対象地区のお年寄り、障害のある人、小さい子どものある人等 <u>要援護者（要配慮者）</u> は避難を開始する。	<p>1章 9節 第1 1 415頁</p> <p>1章 9節 第1 2 417頁</p>	<p>第9節 避難対策 第1 避難指示、緊急安全確保 1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 市民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、消防、警察、自治会、自主防災会、民生委員・児童委員等の協力を得て避難行動を行う。 特に高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の<u>災害時要援護者</u>の避難支援対策を構築する必要がある。このため、避難指示の前に、市民に対して高齢者等避難を呼びかけるとともに、避難行動に時間を要する<u>要援護者</u>等に対して、早めの段階で避難を開始することを求める高齢者等避難を伝達し、その避難行動を支援する。 また、災害が実際に発生していることを把握した場合は、可能な範囲で緊急安全確保を発令し、市民に命を守るための最善の行動を求める。 (略)</p> <p>2 避難情報の伝達 (略) (1)～(5) (略)</p> <table border="1" data-bbox="1249 906 2110 1289"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発令の意図</th> <th>市民等に求める避難行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者等避難【警戒レベル3】</td> <td>災害発生の危険性があり、市民に避難の準備を求める。また、避難に時間を要する市民には避難の開始を求める。</td> <td>○対象地区の市民は、戸別受信機を高いところに移動させ、最小限の毛布、衣類、薬、タオル、水、食料、懐中電灯（冬はカイロ）等を用意し、周りの状況により自主避難する。 ○対象地区のお年寄り、障害のある人、小さい子どものある人等<u>要援護者</u>は避難を開始する。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発令の意図	市民等に求める避難行動	高齢者等避難【警戒レベル3】	災害発生の危険性があり、市民に避難の準備を求める。また、避難に時間を要する市民には避難の開始を求める。	○対象地区の市民は、戸別受信機を高いところに移動させ、最小限の毛布、衣類、薬、タオル、水、食料、懐中電灯（冬はカイロ）等を用意し、周りの状況により自主避難する。 ○対象地区のお年寄り、障害のある人、小さい子どものある人等 <u>要援護者</u> は避難を開始する。	
種類	発令の意図	市民等に求める避難行動														
高齢者等避難【警戒レベル3】	災害発生の危険性があり、市民に避難の準備を求める。また、避難に時間を要する市民には避難の開始を求める。	○対象地区の市民は、戸別受信機を高いところに移動させ、最小限の毛布、衣類、薬、タオル、水、食料、懐中電灯（冬はカイロ）等を用意し、周りの状況により自主避難する。 ○対象地区のお年寄り、障害のある人、小さい子どものある人等 <u>要援護者（要配慮者）</u> は避難を開始する。														
種類	発令の意図	市民等に求める避難行動														
高齢者等避難【警戒レベル3】	災害発生の危険性があり、市民に避難の準備を求める。また、避難に時間を要する市民には避難の開始を求める。	○対象地区の市民は、戸別受信機を高いところに移動させ、最小限の毛布、衣類、薬、タオル、水、食料、懐中電灯（冬はカイロ）等を用意し、周りの状況により自主避難する。 ○対象地区のお年寄り、障害のある人、小さい子どものある人等 <u>要援護者</u> は避難を開始する。														

頁	修正後	頁	現 行	備考
<p>1章 9節 第3 3～5 421・ 422頁</p>	<p>第3 避難所の開設・運営 1・2 (略) 3 避難所の運営 (1) (略) (2) 運営管理 ① 市（福祉部、<u>教育管理部、教育創造部</u>、総務部、都市経営部）は、避難所ごとの担当職員を定めるなど、迅速な人員配置に努めるとともに、自治会、自主防災会、<u>専門知識を有するNPO・ボランティア等の外部支援者</u>とも連携して、円滑な避難所運営に努める。 ②～⑥ (略) ⑦ 高齢者・障害のある方・乳幼児・妊産婦等の<u>要援護者（要配慮者）</u>のニーズに配慮した施設設備の整備、福祉相談窓口の開設に努める。 4 (略) 5 大規模災害時における広域避難・広域一時滞在 (1) (略) (2) 宿泊施設、社会福祉施設等の活用 市（本部事務局）は、避難生活が長期化する場合、必要に応じて、希望者に、公的宿泊施設、ホームステイ等の紹介、あっせんを行う。 また、市（福祉部）は、<u>要援護者（要配慮者）</u>のうち、援護の必要性の高い方について、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受入れを進める。 第10節 (略)</p>	<p>1章 9節 第3 3～5 421・ 422頁</p>	<p>第3 避難所の開設・運営 1・2 (略) 3 避難所の運営 (1) (略) (2) 運営管理 ① 市（福祉部、<u>教育部</u>、総務部、都市経営部）は、避難所ごとの担当職員を定めるなど、迅速な人員配置に努めるとともに、自治会、自主防災会 <u>_____</u>とも連携して、円滑な避難所運営に努める。 ②～⑥ (略) ⑦ 高齢者・障害のある方・乳幼児・妊産婦等の<u>要援護者</u>のニーズに配慮した施設設備の整備、福祉相談窓口の開設に努める。 4 (略) 5 大規模災害時における広域避難・広域一時滞在 (1) (略) (2) 宿泊施設、社会福祉施設等の活用 市（本部事務局）は、避難生活が長期化する場合、必要に応じて、希望者に、公的宿泊施設、ホームステイ等の紹介、あっせんを行う。 また、市（福祉部）は、<u>要援護者</u>のうち、援護の必要性の高い方について、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受入れを進める。 第10節 (略)</p>	

頁	修正後	頁	備考																		
1章 11節 第1 1 426頁	<p>第1 1節 災害情報等の提供と相談活動</p> <table border="1" data-bbox="197 309 1077 459"> <tr> <td>担</td> <td>市</td> <td><u>市長公室</u>、福祉部、応援部</td> </tr> <tr> <td>当</td> <td>関係機関</td> <td>県</td> </tr> <tr> <td></td> <td>関係団体</td> <td>報道機関</td> </tr> </table> <p>第1 災害広報 1 基本方針 事故責任者、<u>市長公室</u>、応援部、防災関係機関は、次の点に留意して広報する。</p> <p>(略)</p>	担	市	<u>市長公室</u> 、福祉部、応援部	当	関係機関	県		関係団体	報道機関	<p>第1 1節 災害情報等の提供と相談活動</p> <table border="1" data-bbox="1218 309 2098 459"> <tr> <td>担</td> <td>市</td> <td><u>総務部</u>、福祉部、応援部</td> </tr> <tr> <td>当</td> <td>関係機関</td> <td>県</td> </tr> <tr> <td></td> <td>関係団体</td> <td>報道機関</td> </tr> </table> <p>第1 災害広報 1 基本方針 事故責任者、<u>総務部</u>、応援部、防災関係機関は、次の点に留意して広報する。</p> <p>(略)</p>	担	市	<u>総務部</u> 、福祉部、応援部	当	関係機関	県		関係団体	報道機関	
担	市	<u>市長公室</u> 、福祉部、応援部																			
当	関係機関	県																			
	関係団体	報道機関																			
担	市	<u>総務部</u> 、福祉部、応援部																			
当	関係機関	県																			
	関係団体	報道機関																			

頁	修正後	頁	現 行	備考																																																				
1章 11節 第1 2 426頁	<p>2 広報の方法 (略)</p> <table border="1" data-bbox="181 308 1081 983"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>方法</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">同報系</td> <td>防災行政無線</td> <td>市（<u>市長公室</u>）</td> </tr> <tr> <td>広報車による巡回広報</td> <td>市（<u>市長公室</u>）、消防団、警察署</td> </tr> <tr> <td>一斉ファックス</td> <td>市（<u>市長公室</u>）</td> </tr> <tr> <td>にしわき防災ネットメール配信</td> <td>市（<u>市長公室</u>）</td> </tr> <tr> <td>放送事業者による放送</td> <td>放送事業者</td> </tr> <tr> <td>更新系</td> <td>ホームページへの掲載</td> <td>市（<u>市長公室</u>）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">紙面系</td> <td>広報臨時号の発行</td> <td>市（<u>市長公室</u>）</td> </tr> <tr> <td>チラシ等の配布</td> <td>市（<u>市長公室</u>）</td> </tr> <tr> <td>新聞記事</td> <td>報道機関</td> </tr> <tr> <td>公共掲示板</td> <td>市（<u>市長公室</u>）、各施設管理者</td> </tr> </tbody> </table>	種別	方法	所管	同報系	防災行政無線	市（ <u>市長公室</u> ）	広報車による巡回広報	市（ <u>市長公室</u> ）、消防団、警察署	一斉ファックス	市（ <u>市長公室</u> ）	にしわき防災ネットメール配信	市（ <u>市長公室</u> ）	放送事業者による放送	放送事業者	更新系	ホームページへの掲載	市（ <u>市長公室</u> ）	紙面系	広報臨時号の発行	市（ <u>市長公室</u> ）	チラシ等の配布	市（ <u>市長公室</u> ）	新聞記事	報道機関	公共掲示板	市（ <u>市長公室</u> ）、各施設管理者	1章 11節 第1 2 426頁	<p>2 広報の方法 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1202 308 2105 983"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>方法</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">同報系</td> <td>防災行政無線</td> <td>市（<u>総務部</u>）</td> </tr> <tr> <td>広報車による巡回広報</td> <td>市（<u>総務部</u>）、消防団、警察署</td> </tr> <tr> <td>一斉ファックス</td> <td>市（<u>総務部</u>）</td> </tr> <tr> <td>にしわき防災ネットメール配信</td> <td>市（<u>総務部</u>）</td> </tr> <tr> <td>放送事業者による放送</td> <td>放送事業者</td> </tr> <tr> <td>更新系</td> <td>ホームページへの掲載</td> <td>市（<u>総務部</u>）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">紙面系</td> <td>広報臨時号の発行</td> <td>市（<u>総務部</u>）</td> </tr> <tr> <td>チラシ等の配布</td> <td>市（<u>総務部</u>）</td> </tr> <tr> <td>新聞記事</td> <td>報道機関</td> </tr> <tr> <td>公共掲示板</td> <td>市（<u>総務部</u>）、各施設管理者</td> </tr> </tbody> </table>	種別	方法	所管	同報系	防災行政無線	市（ <u>総務部</u> ）	広報車による巡回広報	市（ <u>総務部</u> ）、消防団、警察署	一斉ファックス	市（ <u>総務部</u> ）	にしわき防災ネットメール配信	市（ <u>総務部</u> ）	放送事業者による放送	放送事業者	更新系	ホームページへの掲載	市（ <u>総務部</u> ）	紙面系	広報臨時号の発行	市（ <u>総務部</u> ）	チラシ等の配布	市（ <u>総務部</u> ）	新聞記事	報道機関	公共掲示板	市（ <u>総務部</u> ）、各施設管理者	
種別	方法	所管																																																						
同報系	防災行政無線	市（ <u>市長公室</u> ）																																																						
	広報車による巡回広報	市（ <u>市長公室</u> ）、消防団、警察署																																																						
	一斉ファックス	市（ <u>市長公室</u> ）																																																						
	にしわき防災ネットメール配信	市（ <u>市長公室</u> ）																																																						
	放送事業者による放送	放送事業者																																																						
更新系	ホームページへの掲載	市（ <u>市長公室</u> ）																																																						
紙面系	広報臨時号の発行	市（ <u>市長公室</u> ）																																																						
	チラシ等の配布	市（ <u>市長公室</u> ）																																																						
	新聞記事	報道機関																																																						
	公共掲示板	市（ <u>市長公室</u> ）、各施設管理者																																																						
種別	方法	所管																																																						
同報系	防災行政無線	市（ <u>総務部</u> ）																																																						
	広報車による巡回広報	市（ <u>総務部</u> ）、消防団、警察署																																																						
	一斉ファックス	市（ <u>総務部</u> ）																																																						
	にしわき防災ネットメール配信	市（ <u>総務部</u> ）																																																						
	放送事業者による放送	放送事業者																																																						
更新系	ホームページへの掲載	市（ <u>総務部</u> ）																																																						
紙面系	広報臨時号の発行	市（ <u>総務部</u> ）																																																						
	チラシ等の配布	市（ <u>総務部</u> ）																																																						
	新聞記事	報道機関																																																						
	公共掲示板	市（ <u>総務部</u> ）、各施設管理者																																																						
1章 11節 第1 3 427頁	<p>3 広報体制</p> <p>(1) 災害広報責任者 市（<u>市長公室</u>）は、<u>市長公室長</u>を災害広報責任者とし、市（各部）が作成する広報資料を統括する。</p> <p>(2) 広報資料の収集 市（<u>市長公室</u>）は、市（各部）からの情報、関係機関からの情報を速やかに収集するなど、迅速かつ正確な情報把握に努める。</p>	1章 11節 第1 3 427頁	<p>3 広報体制</p> <p>(1) 災害広報責任者 市（<u>総務部</u>）は、<u>総務部長</u>を災害広報責任者とし、市（各部）が作成する広報資料を統括する。</p> <p>(2) 広報資料の収集 市（<u>総務部</u>）は、市（各部）からの情報、関係機関からの情報を速やかに収集するなど、迅速かつ正確な情報把握に努める。</p>																																																					

頁	修正後	頁	現 行	備考
<p>1章 11節 第1 4 427頁</p>	<p>4 報道機関への対応</p> <p>(1) 記者発表 市（市長公室）は、災害プレスセンターを設置し、「市政記者クラブ」を通じて報道機関に発表する。記者発表は、原則として本部長が行い、一定期間、毎日とする。 また、報道機関を通じて必要な情報や注意事項及び災害対策の状況などの周知徹底を図るとともに、特にテレビ・ラジオの効果的な活用に努める。</p> <p>(2) 報道要請 市（市長公室）は、災害に関する通知、要請、伝達等の必要が生じた場合、テレビ、ラジオ、新聞等報道機関へ報道要請を行う。なお、放送局を利用する場合、次に掲げる事項を明らかにして県を通じて行い、県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、各放送局に対して放送要請を行うものとされている。 ①～④ （略）</p> <p>(3) 緊急警報放送の要請 市（市長公室）は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、避難指示等緊急に市民に対し周知する必要がある場合は、NHK神戸放送局に対して、災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第57条に基づいた無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）第 138条の2に定める緊急警報信号を使用した放送（以下「緊急警報放送」という。）の要請をすることを県知事に依頼する。ただし、やむを得ない場合は、放送局に直接連絡する。</p>	<p>1章 11節 第1 4 427頁</p>	<p>4 報道機関への対応</p> <p>(1) 記者発表 市（総務部）は、災害プレスセンターを設置し、「市政記者クラブ」を通じて報道機関に発表する。記者発表は、原則として本部長が行い、一定期間、毎日とする。 また、報道機関を通じて必要な情報や注意事項及び災害対策の状況などの周知徹底を図るとともに、特にテレビ・ラジオの効果的な活用に努める。</p> <p>(2) 報道要請 市（総務部）は、災害に関する通知、要請、伝達等の必要が生じた場合、テレビ、ラジオ、新聞等報道機関へ報道要請を行う。なお、放送局を利用する場合、次に掲げる事項を明らかにして県を通じて行い、県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、各放送局に対して放送要請を行うものとされている。 ①～④ （略）</p> <p>(3) 緊急警報放送の要請 市（総務部）は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、避難指示等緊急に市民に対し周知する必要がある場合は、NHK神戸放送局に対して、災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第57条に基づいた無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）第 138条の2に定める緊急警報信号を使用した放送（以下「緊急警報放送」という。）の要請をすることを県知事に依頼する。ただし、やむを得ない場合は、放送局に直接連絡する。</p>	

頁	修正後	頁	現 行	備考																											
<p>2章 1節 第2 2 431頁</p> <p>2章 2節 第1 433頁</p>	<p>第2章 個別対策 第1節 大規模火災応急対策 第1 (略) 第2 林野火災応急対策</p> <table border="1" data-bbox="197 422 1084 566"> <tr> <td rowspan="3">担当</td> <td>市</td> <td>本部事務局、<u>市長公室</u>、産業活力再生部</td> </tr> <tr> <td>関係機関</td> <td>北はりま消防本部、西脇警察署</td> </tr> <tr> <td>関係団体</td> <td>北はりま森林組合、消防団</td> </tr> </table> <p>1 (略) 2 広報活動 市（本部事務局、<u>市長公室</u>、産業活力再生部）、消防本部、消防団、警察署は、火災発生地区の市民、入山者（登山、ハイキング客、営林活動作業者等）等に対して、防災行政無線、広報車等により火災発生の状況、注意事項、避難指示等を周知する。自治会、自主防災会、森林組合等は、これに協力をする。</p> <p>第2節 危険物事故災害応急対策 第1 危険物事故応急対策</p> <table border="1" data-bbox="197 1018 1084 1161"> <tr> <td rowspan="3">担当</td> <td>市</td> <td>本部事務局、<u>市長公室</u>、建設水道部</td> </tr> <tr> <td>関係機関</td> <td>県、北はりま消防本部、西脇警察署</td> </tr> <tr> <td>関係団体</td> <td>事故責任者、消防団</td> </tr> </table> <p>(略) 1 (略) 2 関係機関 (略) (1) (略)</p>	担当	市	本部事務局、 <u>市長公室</u> 、産業活力再生部	関係機関	北はりま消防本部、西脇警察署	関係団体	北はりま森林組合、消防団	担当	市	本部事務局、 <u>市長公室</u> 、建設水道部	関係機関	県、北はりま消防本部、西脇警察署	関係団体	事故責任者、消防団	<p>2章 1節 第2 2 431頁</p> <p>2章 2節 第1 433頁</p> <p>第2章 個別対策 第1節 大規模火災応急対策 第1 (略) 第2 林野火災応急対策</p> <table border="1" data-bbox="1220 422 2107 566"> <tr> <td rowspan="3">担当</td> <td>市</td> <td>本部事務局、<u>総務部</u>、産業活力再生部</td> </tr> <tr> <td>関係機関</td> <td>北はりま消防本部、西脇警察署</td> </tr> <tr> <td>関係団体</td> <td>北はりま森林組合、消防団</td> </tr> </table> <p>1 (略) 2 広報活動 市（本部事務局、<u>総務部</u>、産業活力再生部）、消防本部、消防団、警察署は、火災発生地区の市民、入山者（登山、ハイキング客、営林活動作業者等）等に対して、防災行政無線、広報車等により火災発生の状況、注意事項、避難指示等を周知する。自治会、自主防災会、森林組合等は、これに協力をする。</p> <p>第2節 危険物事故災害応急対策 第1 危険物事故応急対策</p> <table border="1" data-bbox="1220 1018 2107 1161"> <tr> <td rowspan="3">担当</td> <td>市</td> <td>本部事務局、<u>総務部</u>、建設水道部</td> </tr> <tr> <td>関係機関</td> <td>県、北はりま消防本部、西脇警察署</td> </tr> <tr> <td>関係団体</td> <td>事故責任者、消防団</td> </tr> </table> <p>(略) 1 (略) 2 関係機関 (略) (1) (略)</p>	担当	市	本部事務局、 <u>総務部</u> 、産業活力再生部	関係機関	北はりま消防本部、西脇警察署	関係団体	北はりま森林組合、消防団	担当	市	本部事務局、 <u>総務部</u> 、建設水道部	関係機関	県、北はりま消防本部、西脇警察署	関係団体	事故責任者、消防団	
担当	市		本部事務局、 <u>市長公室</u> 、産業活力再生部																												
	関係機関		北はりま消防本部、西脇警察署																												
	関係団体	北はりま森林組合、消防団																													
担当	市	本部事務局、 <u>市長公室</u> 、建設水道部																													
	関係機関	県、北はりま消防本部、西脇警察署																													
	関係団体	事故責任者、消防団																													
担当	市	本部事務局、 <u>総務部</u> 、産業活力再生部																													
	関係機関	北はりま消防本部、西脇警察署																													
	関係団体	北はりま森林組合、消防団																													
担当	市	本部事務局、 <u>総務部</u> 、建設水道部																													
	関係機関	県、北はりま消防本部、西脇警察署																													
	関係団体	事故責任者、消防団																													

頁	修正後	頁	現 行	備考																												
<p>2章 2節 第1 2 434頁</p> <p>2章 2節 第2 2 435頁</p> <p>2章 2節 第3 436頁</p>	<p>(2) 災害広報 市（市長公室）、県、報道機関等は、災害による不安・混乱を防止するため、相互に協力して、広報車、テレビ、ラジオ、災害写真等を媒体とする広報活動を行う。</p> <p>第2 高圧ガス事故応急対策</p> <table border="1" data-bbox="197 496 1088 639"> <tr> <td rowspan="3">担当</td> <td>市</td> <td>本部事務局、市長公室</td> </tr> <tr> <td>関係機関</td> <td>県、北はりま消防本部、西脇警察署</td> </tr> <tr> <td>関係団体</td> <td>事故責任者、消防団</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>1 (略) 2 関係機関 (略) (1) 災害広報 市（市長公室）、県、報道機関等は、災害による不安・混乱を防止するため、相互に協力して、広報車、テレビ、ラジオ、災害写真等を媒体とする広報活動を行う。</p> <p>第3 毒物・劇物事故応急対策</p> <table border="1" data-bbox="197 1129 1088 1273"> <tr> <td rowspan="3">担当</td> <td>市</td> <td>本部事務局、市長公室、建設水道部</td> </tr> <tr> <td>関係機関</td> <td>県、北はりま消防本部、西脇警察署</td> </tr> <tr> <td>関係団体</td> <td>事故責任者、消防団</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	担当	市	本部事務局、 市長公室	関係機関	県、北はりま消防本部、西脇警察署	関係団体	事故責任者、消防団	担当	市	本部事務局、 市長公室 、建設水道部	関係機関	県、北はりま消防本部、西脇警察署	関係団体	事故責任者、消防団	<p>2章 2節 第1 2 434頁</p> <p>2章 2節 第2 2 435頁</p> <p>2章 2節 第3 436頁</p>	<p>(2) 災害広報 市（総務部）、県、報道機関等は、災害による不安・混乱を防止するため、相互に協力して、広報車、テレビ、ラジオ、災害写真等を媒体とする広報活動を行う。</p> <p>第2 高圧ガス事故応急対策</p> <table border="1" data-bbox="1223 496 2114 639"> <tr> <td rowspan="3">担当</td> <td>市</td> <td>本部事務局、総務部</td> </tr> <tr> <td>関係機関</td> <td>県、北はりま消防本部、西脇警察署</td> </tr> <tr> <td>関係団体</td> <td>事故責任者、消防団</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>1 (略) 2 関係機関 (略) (1) 災害広報 市（総務部）、県、報道機関等は、災害による不安・混乱を防止するため、相互に協力して、広報車、テレビ、ラジオ、災害写真等を媒体とする広報活動を行う。</p> <p>第3 毒物・劇物事故応急対策</p> <table border="1" data-bbox="1223 1129 2114 1273"> <tr> <td rowspan="3">担当</td> <td>市</td> <td>本部事務局、総務部、建設水道部</td> </tr> <tr> <td>関係機関</td> <td>県、北はりま消防本部、西脇警察署</td> </tr> <tr> <td>関係団体</td> <td>事故責任者、消防団</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	担当	市	本部事務局、 総務部	関係機関	県、北はりま消防本部、西脇警察署	関係団体	事故責任者、消防団	担当	市	本部事務局、 総務部 、建設水道部	関係機関	県、北はりま消防本部、西脇警察署	関係団体	事故責任者、消防団	
担当	市		本部事務局、 市長公室																													
	関係機関		県、北はりま消防本部、西脇警察署																													
	関係団体	事故責任者、消防団																														
担当	市	本部事務局、 市長公室 、建設水道部																														
	関係機関	県、北はりま消防本部、西脇警察署																														
	関係団体	事故責任者、消防団																														
担当	市	本部事務局、 総務部																														
	関係機関	県、北はりま消防本部、西脇警察署																														
	関係団体	事故責任者、消防団																														
担当	市	本部事務局、 総務部 、建設水道部																														
	関係機関	県、北はりま消防本部、西脇警察署																														
	関係団体	事故責任者、消防団																														

頁	修正後	頁	現 行	備考														
2章 2節 第3 2 437頁	<p>1 (略)</p> <p>2 関係機関</p> <p>(1) 連絡系統</p> <p>関係機関は、相互に連絡協力して応急対策を行う。</p> <p>(2) 災害広報</p> <p>市(市長公室)、県、報道機関等は、災害による不安・混乱を防止するため、相互に協力して、広報車、テレビ、ラジオ、災害写真等を媒体とする広報活動を行う。</p>	2章 2節 第3 2 437頁	<p>1 (略)</p> <p>2 関係機関</p> <p>(1) 連絡系統</p> <p>関係機関は、相互に連絡協力して応急対策を行う。</p> <p>(2) 災害広報</p> <p>市(総務部)、県、報道機関等は、災害による不安・混乱を防止するため、相互に協力して、広報車、テレビ、ラジオ、災害写真等を媒体とする広報活動を行う。</p>															
2章 4節 第4 2 444頁	<p>第3節 (略)</p> <p>第4節 航空機・鉄道・道路事故災害応急対策</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 代替輸送</p> <p>1 (略)</p> <p>2 道路事故災害時</p> <p>市(本部事務局)、道路管理者、警察署その他関係機関は、幹線道路が長時間に渡って使用不能になる場合など必要に応じて、う回路の設定及び周知、交通規制の実施、バス路線の変更等の対策を行う。既存バス路線の変更等に当たっては、臨時の停留所の数・位置の設定等に関して、<u>要援護者(要配慮者)</u>対策に留意する。</p>	2章 4節 第4 2 444頁	<p>第3節 (略)</p> <p>第4節 航空機・鉄道・道路事故災害応急対策</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 代替輸送</p> <p>1 (略)</p> <p>2 道路事故災害時</p> <p>市(本部事務局)、道路管理者、警察署その他関係機関は、幹線道路が長時間に渡って使用不能になる場合など必要に応じて、う回路の設定及び周知、交通規制の実施、バス路線の変更等の対策を行う。既存バス路線の変更等に当たっては、臨時の停留所の数・位置の設定等に関して、<u>要援護者</u>対策に留意する。</p>															
2章 4節 第5 444頁	<p>第5 搬送中の危険物等への対策</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">担 当</td> <td style="text-align: center;">市</td> <td>本部事務局、<u>市長公室</u>、くらし安心部</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関係機関</td> <td>北はりま消防本部、西脇警察署</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関係団体</td> <td>消防団</td> </tr> </table>	担 当	市	本部事務局、 <u>市長公室</u> 、くらし安心部	関係機関	北はりま消防本部、西脇警察署	関係団体	消防団	2章 4節 第5 444頁	<p>第5 搬送中の危険物等への対策</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">担 当</td> <td style="text-align: center;">市</td> <td>本部事務局、<u>総務部</u>、くらし安心部</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関係機関</td> <td>北はりま消防本部、西脇警察署</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関係団体</td> <td>消防団</td> </tr> </table>	担 当	市	本部事務局、 <u>総務部</u> 、くらし安心部	関係機関	北はりま消防本部、西脇警察署	関係団体	消防団	
担 当	市		本部事務局、 <u>市長公室</u> 、くらし安心部															
	関係機関		北はりま消防本部、西脇警察署															
	関係団体	消防団																
担 当	市	本部事務局、 <u>総務部</u> 、くらし安心部																
	関係機関	北はりま消防本部、西脇警察署																
	関係団体	消防団																
	1・2 (略)		1・2 (略)															

頁	修正後	頁	現 行	備考														
2章 4節 第5 3 445頁	<p>3 防災関係機関 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害広報</p> <p>市(市長公室)は、県と協力して、危険物等の流出による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等により、市民の生命身体に危険が生じるおそれがあると判断した場合、直ちに関係機関に連絡するとともに、報道機関等を通じて広報を行う。</p> <p>第5節 (略)</p> <p>第6節 原子力事故災害応急対策</p> <p>第1 通報、伝達、情報提供</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">担 当</td> <td>市</td> <td>本部事務局、<u>市長公室</u></td> </tr> <tr> <td>関係機関</td> <td>県、北はりま消防本部</td> </tr> <tr> <td>関係団体</td> <td>消防団、原子力事業者等</td> </tr> </table> <p>1・2 (略)</p> <p>3 情報提供 (略)</p> <p>(1) 市(本部事務局、<u>市長公室</u>)は、県、指定行政機関、指定公共機関及び原子力事業者とともに、役割に応じて周辺住民のニーズを把握し、対象原子力災害等の状況、安否情報、医療機関などの情報、農林畜水産物の安全性の確認の状況、それぞれの機関が行っている対策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を的確に提供する。なお、その際、市民の心の安定及び高齢者、障害のある方、外国人、乳幼児その他の<u>要援護者(要配慮者)</u>及び一時滞在者等に配慮する。</p>	担 当	市	本部事務局、 <u>市長公室</u>	関係機関	県、北はりま消防本部	関係団体	消防団、原子力事業者等	2章 4節 第5 3 445頁	<p>3 防災関係機関 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害広報</p> <p>市(<u>総務部</u>)は、県と協力して、危険物等の流出による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等により、市民の生命身体に危険が生じるおそれがあると判断した場合、直ちに関係機関に連絡するとともに、報道機関等を通じて広報を行う。</p> <p>第5節 (略)</p> <p>第6節 原子力事故災害応急対策</p> <p>第1 通報、伝達、情報提供</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">担 当</td> <td>市</td> <td>本部事務局、<u>総務部</u></td> </tr> <tr> <td>関係機関</td> <td>県、北はりま消防本部</td> </tr> <tr> <td>関係団体</td> <td>消防団、原子力事業者等</td> </tr> </table> <p>1・2 (略)</p> <p>3 情報提供 (略)</p> <p>(1) 市(本部事務局、<u>総務部</u>)は、県、指定行政機関、指定公共機関及び原子力事業者とともに、役割に応じて周辺住民のニーズを把握し、対象原子力災害等の状況、安否情報、医療機関などの情報、農林畜水産物の安全性の確認の状況、それぞれの機関が行っている対策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を的確に提供する。なお、その際、市民の心の安定及び高齢者、障害のある方、外国人、乳幼児その他の<u>要援護者</u>及び一時滞在者等に配慮する。</p>	担 当	市	本部事務局、 <u>総務部</u>	関係機関	県、北はりま消防本部	関係団体	消防団、原子力事業者等	
担 当	市		本部事務局、 <u>市長公室</u>															
	関係機関		県、北はりま消防本部															
	関係団体	消防団、原子力事業者等																
担 当	市	本部事務局、 <u>総務部</u>																
	関係機関	県、北はりま消防本部																
	関係団体	消防団、原子力事業者等																
2章 6節 第1 3 448頁		2章 6節 第1 3 448頁																